

福岡地区明るい社会づくり運動協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、福岡地区明るい社会づくり運動協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、福岡市博多区美野島2丁目29-12に置く。
TEL 092-481-0410 FAX 092-481-0422

(目 的)

第3条 本会は社会のすべての人々が、心の奥にもっている美しい愛の精神を呼び戻し、自然愛護、人間尊重に基盤を置く心豊かな明るい社会づくり推進に寄与することを目的とする。

(組 織)

第4条 本会は第3条目的に理解を持つ賛同者（明るい社会づくりを推進する者及び団体・法人）をもって構成する。

(会 員)

第5条 この会の会員は、（1）一般会員（年額1口千円以上）
（2）法人・団体会員（同1万円以上）をもって構成する。

(事 業)

第6条 この会は第三条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 明るい社会づくり運動の実践並びに各種団体との連絡・協調。
2. 明るい社会づくり運動に貢献する各種研修会及び講演会の開催。
3. 社会連帯意識の高揚を図り人間性の充実、回復のための各種奉仕活動の実践。
4. 機関紙誌の刊行。
5. その他、本会の目的達成に必要な事業。

(役員・監事)

第7条 本会に次の役員及び監事を置く。

- | | | | |
|---------|-------|---------|----------|
| 1. 会長 | (1名) | 4. 理事 | (各地区若干名) |
| 2. 副会長 | (3名) | 5. 事務局長 | (1名) |
| 3. 常任理事 | (若干名) | 6. 監事 | (若干名) |

会長は、上記役員のほかに必要と認めた役員を、総会の承認を得ずに委任することができる。ただし、委任した場合は総会で報告を行う。

(役員の選任)

第8条 理事及び監事は総会でこれを選任し、会長、副会長、常任理事及び事務局長は理事の互選により選任する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を継続する。ただし、再任は妨げない。
なお、補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第10条 この会の役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表して会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
3. 常任理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の事務に従事し、会務の執行を決定する。
4. 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
5. 監事は会計監査をする。
6. 事務局長はこの会の事務を処理する。

(会 議)

第11条 この会の会議は次の通りとする。

1. 会議は、総会・理事会・常任理事会とする。
2. 会議の招集は会長が行い、議長となる。
3. 総会、理事会及び常任理事会の定足数は、2分の1以上の出席者（委任状を含む）とし、議決は過半数とする。
4. 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項。
 - (2) 予算及び決算に関する事項。
 - (3) 会則の変更に関する事項。
 - (4) 役員の選任に関する事項。
 - (5) その他重要事項。
5. 総会は、理事をもって構成する。

(委員会)

第12条 この会に次の委員会を置く。この委員は会長が委任する。

- (1) 企画委員会 （委員長1名、委員若干名）
会の事業計画に関する事項
- (2) 広報委員会 （委員長1名、委員若干名）
会の広報活動に関する事項

(事務局)

第13条 この会の事務を処理するために、事務局長のもとに必要な事務局員を置く。

(経理)

第14条 この会の経費は次の各号をもって充当する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日をもって終了する。

付記

この会則は、平成18年4月23日から改正施行する。